所得制限

(1) 所得制限限度額表

扶養親族	本人		同居の三親		
等 の 数	全部支給	一部支給	等内の親族		
(人)	(万円)	(万円)	(万円)		
0	6 9	208	2 3 6		
1	107	2 4 6	274		
2	1 4 5	284	3 1 2		
3	183	3 2 2	350		

※扶養親族等の数1人につき38万円加算

(2) 所得額の計算方法

所得額[※]=前年または前々年の収入をもとに算出した所得額(給与所得控除後の額又は所得証明書記載の額)+ 前年または前々年に受け取った養育費^①-80,000 円一諸控除^②

- ※給与所得または公的年金等にかかる所得がある場合は、上記の計算式よりさらに 10 万円を控除します。
- ※障害基礎年金(1.2級)をもらっている人の場合、前年または前々年にもらった非課税の年金も、 課税年金と同じように計算して上記の所得額に算入します(令和3年3月制度改正)。
- ① 養育費:監護する児童の養育に必要な費用として、児童の父又は母から前年または前々年に受け取った金額の8割を所得に算入します(受取人が児童であるものも含みます)。

② 諸控除額

特別障害者控除	40 万円	老人扶養親族★	10 万円
障害者控除	27 万円	老人扶養親族☆	6 万円
寡婦(夫)控除※	27 万円	老人控除対象配偶者	10 万円
		*	
ひとり親控除※	35 万円	特定扶養親族又は控	15 万円
勤労学生控除	27 万円	除対象扶養親族★餓	19 71 🗆
雑損、医療費、		★⇒父母・養育者のみ	
配偶者特別、小	相当額	☆⇒同居の家族	
規模企業共済等	10 二段	※⇒父母以外	
掛金 各控除			

⊕16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族については、税法上は特定扶養親族ではありませんが、児童扶養手当においては、特定扶養親族の取り扱いをします。

公的年金をもらっている人の支給制限

児童扶養手当額(月額)から公的年金月額を差し引いた金額 を支給します。

このため、「公的年金額 〉 児童扶養手当額」の場合は、児童扶養手当が支給されない可能性があります。 但し、障害基礎年金 1.2 級を受けている人の場合は、年金月額の全額ではなく、年金の子加算額のみを差 し引きするので、手当が支給される場合があります。